

第7回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

6	有田亜佳
---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5 報告第4号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	坂本誠	主事	毛利巧
----	------	----	-----	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第7回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>年が開けの正月から暖かい日が続いています。先般より積雪量は少ないようですが、温度が非常に低いということで、我が家の外の水道は朝から凍って使えない状態です。</p> <p>このような異常気象でも家の前の道路はアイスバーンで雪が積もっていません、しかしながら国道に出ると全然雪が無いということで、同じ税金を払いながら鬼北町の中心部と山間部ではこれほど環境が異なるのかと感じています。</p> <p>今日は第7回の農業委員会総会という事でそれぞれ事前に資料が届いていますので、その内容に従いましてご審議願います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、13名であります。</p> <p>有田亜佳委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の西川鈴香委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第7回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先に配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 清家壽秋委員、12番 青木武司委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、山本一人委員より説明願います。</p>
山本委員	<p>議席番号10番 山本です。</p> <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番につ</p>

	いて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第34号 順位1番 説明】
山本委員	1月22日に譲受人の代理人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第34号 順位1番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	議長。
議長	高田委員。
高田委員	議席番号1番 高田です。 経営面積が15㎡という事なのですが、経営状況が分かれば教えていただきたい。 それから就業者数が4名という事になっていますが、家族構成について、今後経営をやっていけるかどうかという心配がありますので教えていただきたいと思ひます。
議長	事務局。
事務局	はい。 経営状況についてですが、畑をされています。 家族構成についてですが譲受人と母親、そして息子の二人になります。 以上です。
鎌田委員	議長。
議長	鎌田委員。
鎌田委員	推進委員の鎌田です。 就業者数が4名という事で農業に150日以上従事できると思ひのですが、譲受人は譲渡人の田を耕作されているのでしょうか。
事務局	今回の申請地ですが、元もとの所有者が譲受人の父親になります。 申請地を息子に生前贈与をして名義変更をしていたのですが、その息子が亡くなられて、配偶者である譲渡人に相続されました。 しかし譲渡人は県外の方で鬼北町に戻ってくる予定はないため、地元の親戚の方に譲り渡したいという事です。 今まで申請地は保全管理という事で譲受人の家族が草刈などをしていまし

	た。
青木委員	かまいませんか。
議長	青木委員。
青木委員	経営面積が15㎡というのは家庭菜園ぐらいのものだと思います。 これから農業を始めるといっても過言は無いと思うのですが、1万㎡を超える田や畑を耕作、管理できるか非常に心配です。 そこらへんどのように考えているか教えていただけたらと思います。
事務局	事務局としては新規就農ではなく、かつて譲受人家族が耕作していた土地なので耕作できるのではないかと判断しています。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 担当委員でもないのですが、申請地が近くだったので現地調査を覗かさせてもらって、そのときの感想から言わせてもらおうと、事務局が説明したように、申請地の管理は譲渡人に名義が移っていた間も譲受人の家族が草刈等の管理をしていたので、ずぶの素人ではないと判断します。 それと一部で野菜とかを作ってみたり管理しながらやってきたように自分は現地を見て考えてます。 水の取り分が悪い感じがしましたので、田として耕作するのは難しいかもしれませんが、これからは色々な耕作の仕方があるのではないかとということで、事務局や山本委員と相談して柚子を植えたりするなどの農地としての管理の方法があるのではないかと判断の元、任せてみてはどうかと感じました。
議長	事務局、これは分かりやすくまとめると譲受人の父親が息子に農地を生前贈与したけども息子が亡くなって、譲渡人である奥さんに相続で移った名義を今回の申請で移動するような形になるのですか。
事務局	はい。
議長	今ほど事務局と谷口雄記委員から説明があったようですが、他にご意見はありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、高田光一委員より説明願います。

高 田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第35号 順位1番 説明】
高 田 委 員	1月22日に譲受人、事務局2名、赤松推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第35号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることに異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第4 議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から26番までを一括審議します。 順位1番から26番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第36号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第36号 順位1番から26番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から26番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から26番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	なお、本日の日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	日程第5 報告第4号「農地原形変更届出書について」の報告を行います。 それでは順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 報告第4号「農地原形変更届出書について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、報告第4号 順位1番 説明】
事 務 局	以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの報告が終わりました。 順位1番について質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第7回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	11番
	12番